

平成30年10月2日
住宅局建築指導課
市街地建築課

地方公共団体における耐震改修促進計画の策定状況 及び耐震改修等に対する補助制度の整備状況について ～耐震改修促進計画は、全市区町村のうち97.7%が策定済～

国土交通省では、大規模地震発生時における人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化の促進に積極的に取り組んでおります。

今般、地方公共団体が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(耐震改修促進計画)の策定状況(予定を含む)と、耐震改修等に関する補助制度の整備状況について、平成30年4月1日現在の状況を次のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、地方公共団体に対しては、引き続き積極的な取り組みを要請することとしております。

※ 概要は「1.耐震改修促進計画の策定の状況」、「2.耐震診断・改修に対する補助制度の整備状況」に記載しております。

※ 住宅・建築物の耐震化取組状況等は別途ホームページで公表しております。

http://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/iutakukentiku_house_fr_000043.html

問合せ先

耐震改修促進計画に関すること

国土交通省住宅局建築指導課 井上

代表 03-5253-8111(内線39-549) 夜間直通 03-5253-8514

耐震改修等に対する補助制度に関すること

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 廣瀬

代表 03-5253-8111(内線39-663) 夜間直通 03-5253-8517